

廃棄物処理施設の定期検査について

1 対象となる廃棄物処理施設

定期検査の対象となる廃棄物処理施設は、次のとおりです。

- (1) 産業廃棄物の焼却施設
- (2) 産業廃棄物の最終処分場
- (3) 一般廃棄物の焼却施設（市町村の設置に係る焼却施設を除く。）
- (4) 一般廃棄物の最終処分場（市町村の設置に係る最終処分場を除く。）
- (5) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (6) 廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設

また、当該廃棄物処理施設には、**休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場が含まれます。**

2 定期検査の内容

産業廃棄物処理施設：法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準の適合状況の確認

一般廃棄物処理施設：法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準の適合状況の確認

3 定期検査の申請、実施及び結果の通知

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ電話連絡後、申請書及び添付書類を産業廃棄物対策課に提出してください。また、申請窓口にて手数料 20,000 円を納付いただきます。

<添付書類>

- (1) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 施設の写真（施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）
- (3) 関係法令の規定による許可等の状況（様式第十四号）
- (4) 廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

定期検査を受けるべき期限（以下「受検期限」という。）の**3ヶ月前までに**申請をお願いします。

受検期限までに結果通知を受け取る必要がありますので、余裕を持って申請してください。

申請受付後、現地調査を行いますので、設置施設について知識のある職員の立会いをお願いします。後日、施設の適否について結果を通知します。

4 定期検査の頻度

施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から**5年3ヶ月以内**ごとに受ける必要があります。ただし、以下の経過措置があります。

	設置許可を受けた日	受検期限
1	平成5年3月31日以前	平成24年3月31日
2	平成5年4月1日～平成8年3月31日	平成25年2月31日
3	平成8年4月1日～平成10年3月31日	平成26年3月31日
4	平成10年4月1日～平成15年3月31日	平成27年3月31日
5	平成15年4月1日～平成23年3月31日	平成28年3月31日

当該施設の変更の許可に係る使用前検査を受けたときは、当該使用前検査を受けた日を起算日として5年3ヶ月以内に、次回の定期検査を受けるようにお願いします。

なお、過去の法令改正により、廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた者が平成23年4月1日以降に初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けたものとみなされた年月日に応じて判断します。

5 注意事項

申請するよう繰り返し指導したにもかかわらず申請をせず、受検期限内に定期検査を受ける見込みがない者については、当該設置者は定期検査を拒み、妨げ、または忌避した者に該当し、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、受検期限内に定期検査を受検しない場合には、違反行為に該当することから、必要に応じ、法第9条の2第1項第3号等の規定に基づき、当該廃棄物処理施設に係る使用停止命令や許可取消し等の行政処分を行うことがあります。